

7月10日(日)は 滋賀県知事選挙投票日

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



告示日

6月22日(水)

投票時間

7時～20時

7月10日(日)は、滋賀県知事選挙の投票日です。県政をあげる人を選ぶ大切な選挙です。あなたの貴重な一票を無駄にすることなく、必ず投票しましょう。

投票については、次のことに注意してください。

■投票できる人

- 次の①・②のいずれにも該当し、栗東市の選挙人名簿に登録されている人
- ①平成16年7月11日以前に生まれた人
- ②令和4年3月21日以前に栗東市に住民票を作成された人
- ※県内の他市町へ転出された人が投票をするときは、いずれかの市町が発行する「引き続き居住証明書」を提示するか、引き続き県内に住所を有することの確認を受けることが必要となります
- ※投票までに県外へ転出された人は、投票できません
- ※3月22日以後に県内の他市町から栗東市に転入された人の投票については、前住所地の選挙管理委員会にお問合せください
- ※3月22日以後に県内の他市町から栗東市に転入された人が、前住所地で投票をするときは、いずれかの市町が発行する「引き続き居住証明書」を提示するか、引き続き県内に住所を有することの確認を

受けることが必要となります

※住所移転をされた人の投票について、詳しくは市選挙管理委員会にお問合せください

■投票所

- 投票所は、市内26か所に設けます。
- 投票所の場所は、投票所入場整理券または市ホームページでご確認ください。
- ※6月9日以後に市内で転居された人は、前住所の投票所で投票してください
- ※投票所では、係員のマスク着用・アルコール消毒液の設置・飛沫飛散防止のためのパーティションの設置など、新型コロナウイルス感染症対策を行いますので、安心してお越しください

■投票所入場整理券

- 入場整理券は、告示日(6月22日)以後、直ちに郵送します。投票日には、忘れずにお持ちください。万一、入場整理券を紛失しても投票できますので、投票日に投票所で申し出てください。
- ※入場整理券は、世帯ごとに一通の封筒に入れてお届けします
- ※入場整理券が届かないときは、市選挙管理委員会にお問合せください

■投票の方法

投票用紙(あさぎ色)に候補者の氏名を書きます。

■期日前投票

対象となるのは、投票当日、仕事や用務、旅行などで出かける予定のある人、病気や負傷、身体の障がいなどのため歩行が困難な人などです。

投票時間	投票期間	場所
8時30分～20時	6月23日(木)～7月9日(日)	市役所2階 第1会議室
10時30分～20時	7月1日(金)～7月9日(日)	栗東3階 (新設)

期日前投票所でも、投票所と同様に新型コロナウイルス感染症対策を行いますので安心してお越しください。

当日の投票所の混雑を避けるため、期日前投票を積極的にご利用ください。

- ※入場整理券が届いていれば、お持ちください。入場整理券がなくても投票できます
- ※入場整理券の裏面に「期日前投票宣誓書」を印刷しています。期日前投票をする際は、事前に記入してお持ちいただくと、手続きが早く済みます

■不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院（入所）している人は、その病院などで不在者投票をすることができます。出張などで市外に滞在している人は、滞在先の市（区）町村の選挙管理委員会です不在者投票をすることができます。

■郵便等による不在者投票（在宅投票）

身体に次のような重度の障害のある人は、あらかじめ市選挙管理委員会に手続きすると、郵便等により自宅で投票をすることができます。

- 身体障害者手帳をお持ちの人で、両下肢、体幹、または移動機能の障害の程度が1級か2級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級か3級、免疫または肝臓の障害の程度が1級から3級までの人
- 戦傷病者手帳をお持ちの人で、両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第二項症まで、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第三項症までの人
- 介護保険被保険者証をお持ちの人で、要介護状態区分が要介護5の人

※在宅投票をするためには、市選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要です。この証明書の請求はいつでもできますので、早めに請求してください

※在宅投票をする場合、投票用紙の請求期限は投票日の4日前（7月6日）までです

※在宅投票ができる人で、かつ、次のような重度の障害のある人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます

- 身体障害者手帳をお持ちの人で、上肢または視覚の障害の程度が1級の人
- 戦傷病者手帳をお持ちの人で、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までの人

■特別郵便等投票制度

新型コロナウイルス感染症のために宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件を満たす場合、郵便等で投票をすることができます。

対象者 次の①、②のいずれかに該当し、外出自粛要請等の期間が投票用紙を請求する時に令和4年6月23日(木)から7月10日(日)までの期間のごとくに重なりと見込まれる宿泊療養者または自宅療養者

①感染症法または検疫法の規定による外出自粛要請を受けた人
②検疫法の規定による隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている人

※外出自粛要請期間が終了した後に請求された人は、対象になりませんが、濃厚接触者は対象ではありませんが、投票所などでの投票ができます（マスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止にご協力ください）

手続方法 前述の対象者で、特別郵便等投票を希望する人は、市選挙管理委員会に①の「外出自粛要請」、または②の「隔離・停留の措置に係る書面」を添付した「請求書（本人の署名が必要）」を郵便などで送付し、投票用紙などを請求してください。

請求期限 7月6日(水)（必着）
※請求書の様式や要件・手続などの詳細は、市ホームページ（粟東市選挙管理委員会）に掲載しています

※請求書は市選挙管理委員会から、電話で取り寄せることも可能です



■開票

日時 7月10日(日)21時
場所 なごやかセンター 集会室

■ポスター掲示場

市内178か所に公営ポスター掲示場を設置します。

■選挙公報

投票日の2日前（7月8日(金)）までに各世帯にお届けします。万一、選挙公報が届かない場合は、お知らせください。

■投票所の混雑回避のお願い

過去の選挙では、9時から12時までが混雑する傾向にあります。できるだけ混雑する時間帯以外での投票にご協力をお願いします。

投票所内では
マスクの着用を
お願いします。



みんなの一票大切に！

区選挙管理委員会

☎ 553・1234(代)

FAX 554・1123

特定健康診査（特定健診）・特定保健指導を受けましょう

特定健康診査（特定健診）

6月1日から、栗東市国民健康保険に加入されている40～74歳の人を対象とした特定健診が始まります。

特定健診は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の予防を目的に毎年実施しており、無料で受けることができます。

対象者には5月下旬に受診券を送付していますので、この機会にぜひ受診してください。

対象者 栗東市国民健康保険に加入している40～74歳の人

受診場所 ①、②のいずれか1か所
①滋賀県内の実施医療機関（一部医療機関は予約要）

②全国健康保険協会滋賀支部が実施する集団健診の健診会場（予約要）※複数の受診は出来ません

※②は健診実施日が決まっています※受診希望が集中した場合、希望日に受診できない場合がありますのでご了承ください

実施期間 6月1日㈫～11月30日㈫

持ち物 国民健康保険被保険者証、特定健診受診券、記入済み質問票、前年度の健診結果票（お持ちの人のみ）

費用 無料

1 服薬・通院中の皆さんへ

治療に伴う検査には、特定健診の

検査項目が多く含まれているため、特定健診に該当する検査データの提供をお願いします。

「特定健診受診券」と「被保険者証」をお持ちの上、かかりつけ医療機関（特定健診実施機関）にご相談ください。データの提供をいただくことで特定健診を受診されたこととなります。

2 勤務先で健診を受けた皆さんへ

勤務先などで健診を受けた人のうち、必要な検査項目を満たしている場合、健診結果を提供すると、特定健診を受診されたものとしていただきます。あらためて特定健診を受診する必要はありません。

令和4年10月末までに特定健診を受診された人、または1の検査データ、2の健診結果を保険年金課へご提供いただいた人に、本市オリジナルQOOカード千円分をプレゼントします。（申請手続不要）

QOOカードの送付は令和5年3月を予定しています。早期に特定健診を受診しましょう。

特定保健指導

特定健診の受診結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者やそのリスクがある人を対象に、生活改善に関する情報の提供、継続的な支援（3か月以上）などを行います。

対象者 特定健診の結果、生活習慣病発症の可能性が高いと判定された人

※対象者には別途案内します
◎特定健診は、BIWA・TEKUの対象事業です。

BIWA-TEKUアプリをダウンロードして、ウオキングを楽しみましょう!!
特定健診を受診したら登録しましょう。



・新型コロナウイルス感染症の影響により、実施時期などを変更する場合には、市ホームページなどでお知らせします。

・また、実施医療機関が健康診査業務を休止されることもありまますので、受診の際は必ず事前に各医療機関へお問合せください。
・医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

☎【特定健診など】

保険年金課 国民健康保険係
☎5551・18007
FAX 5553・0250
【特定保健指導など】
健康増進課 健康管理係
☎5554・6100
FAX 5554・6101

企業事業資金貸付金問題にかかわる市民説明会の開催について

平成12年6月に当時の町は「企業事業資金貸付条例」を制定しました。この条例は、貸し付け後10年間で市税収入などが50億円以上見込まれる事業者に対し、5億円を限度に貸し付け、返還については満期一括償還とするものでした。

平成12年度および平成14年度にこの条例に基づき、事業者2社に対し10億円を貸し付けましたが、弁済期日までに返還はありませんでした。市は一貫して「貸したものは返してもらおう」姿勢で債権回収のための協議を行ってきましたが、債務者および連帯保証人が破産し、連帯保証人の免責が令和3年11月に確定したため、約8億9千万円の本市の債権が消滅し回収不能となりました。
この問題にかかわる一連の経緯、原因、再発防止に向けた今後の対応などについて、説明会を開催します。

日時・場所

6月18日(土) 「コミュニティセンター大玉東
6月20日(月) 「コミュニティセンター治田東
いずれも19時30分から

☎ 関係課 法務対策係

☎5551・0103
FAX 5554・1123

栗東市各種けん診



詳しくは市ホームページをご覧ください。

健康状態を知らないことが、病気への第一歩です
若いころから受けられるけん診があります。

下の表であなたが受けられる、本市のけん診をご確認ください。

けん診の種類		対象年齢	検診内容	受診料	実施期間	予約先
集団検診	肺がん・結核検診	40歳～	①胸部エックス線検査 ②喀痰検査(対象者のみ)	①700円 ②700円	6月～ 12月	健康増進課
	胃がん検診 (胃部エックス線検査)	40歳～	胃部エックス線検査	900円		
委託医療機関で受ける	胃がん検診 (胃内視鏡検査)	50歳～	胃内視鏡検査	3,100円	6月～ 2月	けん診実施 医療機関
	大腸がん検診	40歳～	検便検査(便潜血検査2日法)	500円		
	肝炎ウイルス検診	40歳～	血液検査(B型C型肝炎)	1,000円	6月～ 11月	
	結核検診	65歳～	胸部エックス線検査	無料		
	プレ特定健診	18歳～39歳	健康診断	1,800円		
	子宮頸がん検診	20歳～	内診、細胞診	1,500円	通年	
	乳がん検診	40歳～	マンモグラフィ検査	1方向1,900円 2方向1,400円		

後期高齢者健康診査が始まります

この健康診査は生活習慣病の早期発見を目的としています。すでに生活習慣病で医療機関を受診中の人は対象となりませんので、引き続きかかりつけ医を受診してください。

対象 「後期高齢者健康診査受診券」をお持ちの人
※対象者には5月下旬ごろ送付しています

場所 受診券に同封の「各種けん診のご案内」をご覧ください。

期間 6月1日～11月30日まで

申込み 直接医療機関にお申込みください。
持ち物 受診券、質問票、後期高齢者医療被保険者証、健康手帳(お持ちの人のみ)

受診料 無料

詳しくは市ホームページをご覧ください。

健康増進課

☎ 554・6100
FAX 554・6101



6月に令和4年度市民税・県民税納税通知書を送付します

所得税は国に納めていただく税金(国税)ですが、地方自治体(市町村、都道府県)に納めていただく税金(地方税)が住民税(市県民税)です。

住民税は、1月1日(賦課期日)現在、住民登録のある市町村が前年中の所得をもとに課税します。

住民登録がなくても、1月1日現在、生活の本拠がその市町村にあった場合は、その市町村が課税します。

給与所得にかかる住民税は、給与からの引き去り(特別徴収)となり、勤め先を通じて納税通知書を送付します。特別徴収以外の人は、6月に納税通知書を送付します。

公的年金などにかかる住民税は、年金からの引き去り(特別徴収)、その他の所得にかかる住民税は納付書または口座振替による納付(普通徴収)となりますので、納め忘れのないようお願いします。

令和4年度以降に適用される主な税制改正

住宅ローン控除の特例の延長等

所得税の住宅ローン控除の適用を受け、かつ、一定の要件を満たす場合は、当該年分の所得税から控除しきれなかった額が、翌年度の個人住民税から控除されます。(上限額有り)

今回、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長され、一定の期間(注)に契約した場合、令和4年12月31日までの間に入居した人が控除の対象となりました。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の人について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

(注) **新築(注文住宅)**…令和2年10月1日～令和3年9月30日
分譲住宅・中古住宅…令和2年12月1日～令和3年11月30日

セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、適用期限が5年延長されます。手続きも簡素化されています。

税務課 市民税係 ☎ 551-0106 FAX 551-2010

おめでとうございます！

叙勲・大臣表彰を受けられた皆さん



澤 幸司さん

内閣総理大臣表彰

平成22年から4年間、金勝生産森林組合理事、平成27年度からは組合長理事として活動。J-クレジットの登録や森林認証材の販売、都市住民・企業との協働による森づくり、人々を森林に誘う仕組みづくりなどを推進。近年は、循環の森林づくりを目指す「びわこ令和の森」認定事業に尽力され、金勝生産森林組合の県内初の認定取得に大いに貢献されました。



的場 恵美子さん

瑞宝単光章

昭和54年から各種統計調査員として活躍。工業統計調査員を25回、商業統計調査員を13回従事するなど多くの統計調査に従事。誠実で熱心な姿勢で調査の趣旨と重要性を説明し、各種統計調査の円滑な実施に貢献。「社会情勢の変化で年々調査が困難な状況にありますが、ご理解ご協力いただきました皆さまのおかげだと感謝し、お礼申し上げます」



平田 善之さん

瑞宝双光章

本市職員として総務部長、議会議務局長などを歴任し、平成23年から7年にわたり副市長に就任。市長の補佐役として市政の発展および広域行政、地方分権の推進、財政健全化などに尽力。現栗東市社会福祉協議会会長。「市民の皆さまをはじめ、多くの人のお力添えをいただいたおかげです。この受章に恥じぬよう、今後も努力してまいりたいと思っています」

市民体育館がリニューアルしました！



1. 男子トイレに新設したおむつ交換台
2. 広さを確保した多目的トイレ
3. 車椅子のまま受付できるカウンタースペース

2025年に滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会のレスリング会場となり、1987年にびわこ国体の体操会場としても活躍した市民体育館の改修工事を、昨年10月から着工し、令和4年5月に完成しました。

市民体育館は近年老朽化が激しく、アリーナの雨漏りや電球の暗さが目立ち、不便な面が多くありました。また、従来のトイレは和式が中心で、車いす用トイレも窮屈で狭く暗いイメージでした。

今回の改修工事では、第1アリーナの防水改修や照明のLED化のほか、誰もが使いやすいユニバーサルデザインとなるよう、段差の解消、自動ドアの設置、子ども用の手洗いや、男女を問わずトイレにおむつ交換台を設置するなどの点にも配慮しました。

また、改修工事費用の一部をクラウドファンディングで募り、趣旨に賛同された皆さんからたくさんのお金をいただくことが出来ました。スポーツをする人だけでなく見る人、支える人、あらゆる人にご利用しやすい施設となるよう引き続き整備を続けていきます。

圃スポーツ・文化振興課スポーツ・

文化振興係

☎ 551・0318

FAX 552・5544

空き家の現況調査（9月予定）を実施します

空家等現況調査

近年、自然災害による倒壊や有害鳥獣のすみかになったといった、管理が不十分な空き家がもたらす問題が全国的に発生しています。こうした中、本市では「栗東市空家等対策計画」をもとに、空き家について地域の実情に合わせ、地域と連携しながら対策を実践しています。

また、全国的な人口減少の潮流の中、本市でも将来的には人口が減少に転じると予想され、今後、空き家が増加することが懸念されます。こうした変わり行く時代に沿った取り組みを進める上で、定期的な実態把握が必要となり、本年9月に空家等現況調査を実施します。

これまで平成28年度、令和元年度と3年毎に調査を行い、空き家の実態把握に努めてきました。この調査は、どこに、どれだけ

の空き家があるのか、どんな状態なのか、今後の空き家対策の取組みを進めていく中で、基本的なデータとなる情報を収集するものです。

本調査の結果は、データ分析をするとともに、りっとう空き家バンクへの登録の呼びかけをはじめとした、施策に活用していきます。

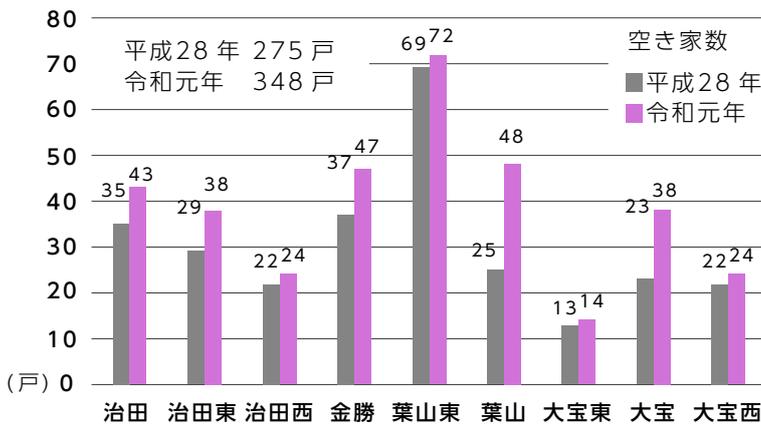
実施します

この調査を正確かつ確実に進めていくためには、行政だけではなく、自治会など地域の皆さんの力が必要です。ご協力をお願いします。

空き家の状況

伸びた草木が隣家や道路に出ていたり、窓や屋根瓦が破損していたり、適正な管理が行き届いていない

■平成28年～令和元年の空き家数の推移



い、いわゆる管理不全空き家が増えています。

空き家を管理不全な状態にさせないために、定期的な空き家の状態確認が重要です。例えば、屋根瓦やアンテナが破損・剥落していないか、窓やドアのガラスが割れていないかなど外観や庭の状況を注視し、定期的な空き家の状態確認をお願いします。

「りっとう空き家バンク」への相談が増えています

「りっとう空き家バンク」は、空き家を使ってほしい人と空き家を使いたい人との想いが反映されたマッチングを担うものです。

空き家の活用をお考えの人は、空き家バンクへの登録をご検討ください。

今後も各関係団体と連携し、協働による効果的な空き家対策を推進していきます。

岡住宅課 住宅係

☎ 551・0347
FAX 552・7000



りっとう
空き家バンク

油の流出に

注意してください

毎年、市内で油類の流出事故があり、令和3年度は12件発生しました。発生の原因は家庭からの灯油流出や交通事故などさまざまです。

油などの流出事故が発生すると、周辺の生活環境や生態系に影響を与えるだけでなく、農業などにも大きな影響を及ぼすこともあります。また、環境汚染の拡大を防止するため、油の回収、水路の清掃などが必要となり、これらの作業にかかる費用は原因者の負担となります。油類を流出した場合や油類が流れている現場を発見した場合は、すぐに市または消防署へ連絡してください。

事故の未然防止のために

- ・屋外で灯油を給油するときは、目を離さず、容器から溢れないようにしましょう。
- ・灯油タンクに亀裂や破損がないか点検しましょう。
- ・不要になった灯油は用水路や側溝に流さず、販売店に相談するなど適切に処分しましょう。



▲油の回収作業

岡環境政策課 環境政策係

☎ 551・0336
FAX 554・1123

国道8号 野洲栗東バイパス 経路の変更 (交通規制)

国道中央部を工事するため、国道通行経路を西側（蜂屋側）へ振り替えます

国道8号野洲栗東バイパス工事に伴い、下図のとおり通行経路を変更いたしますのでお知らせいたします。



国道8号 切替日

令和4年
6月下旬

交通規制情報
ウェブサイト



ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 工務課・計画課 ☎ 526-5930
市役所 道路・河川課 国・県事業対策室 ☎ 551-0120 FAX 552-7000

市内空き店舗などを

新たに活用する事業者を支援します！

本市では、栗東駅・手原駅周辺の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗などの減少と商環境の向上のため、新規出店者や空き店舗などの所有者に必要経費の一部を補助する「栗東市空き店舗等活用促進事業補助金」制度を実施しています。

対象区域

栗東駅周辺および手原・安養寺周辺地区
※区域の詳細は市ホームページ・商工観光労政課にて閲覧できます

対象者

- ・新規出店者
- ・新規出店者が入店する店舗の所有者

対象業種

小売業、飲食業、サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉業

補助対象経費・補助金額

- ・店舗改装（修繕）費 補助対象経費の10分の2 限度額20万円
- ・店舗賃借料 補助対象経費の10分の2 月額5万円（12カ月）

※りっとう創業塾の修了者などは補助率と限度額の引上げ有

※申請前に店舗の賃貸借契約や工事請負契約を締結している場合は対象外



▲ [Viage] 綾 2-4-5 ウイングプラザ 1階

▲ [café wapi] 安養寺 2-6-1

※昨年度の補助対象事例

制度の詳細や申請書のダウンロードは、市ホームページをご覧ください。



☎ 551-0236
☎ 551-0148
FAX 551-0148
商工観光労政課 商工振興係

「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ

令和4年度 男女共同参画週間キャッチフレーズ

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です。
近年「LGBT」という言葉を耳にすることが多くなってきました。ジェンダーに関する課題はだれもがどこかでかかわる身近な話です。この機会に考えてみませんか？

「SOGIハラ」って何？

「SOGIハラ」という言葉を知っていますか？
「SOGIハラ」とは好きになる人の性別や自分がどの性別かという認識に関連して差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的ないやがらせを受けること。また、望まない性別での学校生活、職場での強制異動、採用拒否や解雇など、差別を受けて社会生活上の不利益を被ること。それらの悲惨なハラスメント・出来事全般を表す言葉です。

これに対してSOGIとは好きになる人の性別 (Sexual Orientation) や自分がどの性別かという認識 (Gender Identity) の頭文字を取った、人の属性を表す略称です。つまり、異性愛の人なども含めたすべての人が持っている属性です。

SOGIに関する差別はすべての人に関係があり、LGBTの人だけの話ではありません。特定の人びとにのみ配慮が必要な課題ではなく、すべての人にかかわる人権課題です。

世の中にはSOGIハラによって「ありのままの自分」を出せず、困難を抱えていても声をあげられない人がいます。多様な性が「当たり前」にとらえられるように、セミナーに参加するなど行動してみましょう。

岡自治振興課 男女共同参画推進係

☎ 551-0290 FAX 551-0432

LGBTと何がちがうの？

LGBTとはレズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と出生時の性別が一致しない人)の頭文字を取った言葉で、その人自身のことを表す言葉です。

不法投棄は法律で禁じられています

不法投棄は人目につかない所や管理が不十分な場所が多く見られます。土地の所有者は、雑草の除去など、こまめな管理を心がけてください。

また家庭のごみは決められた集積場に出してください。事業所のごみは出すことができません。間違った出し方をする、不法投棄とみなされることがあるので注意しましょう。
もし、投棄者を目撃したら、むやみに接触することは避け、草津警察署(☎563・0110)へご連絡ください。

「全国でごみ不法投棄監視ウィーク」
5月30日(ごみゼロの日)

～6月5日(環境の日)

不法投棄監視員やボランティアの皆さんとともに監視パトロールに取り組み、特にこの期間は活動を強化します。

不法投棄ボランティア監視員募集

普段の買い物や通勤、散歩などのお出かけの際にパトロールをしていただきます。左記までお問合せください。
未然防止と早期発見には地域の皆さんとの連携が欠かせません。積極的なご協力をお願いします。

岡環境政策課 生活環境係

☎ 551・0341
FAX 554・1123

土砂災害防止月間

毎年6月は「土砂災害防止月間」です。

これから梅雨や台風の時節を迎え、雨の多い季節になります。がけ崩れ・地すべり・土石流などの土砂災害は、これも強い雨が原因となり、山や崖がある地域ではどこでも起こる可能性があります。普段から周辺のがけ地などの変化に注意するとともに、避難場所や避難経路を確認するなど「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけ、万一の災害に備えましょう。

市内では、滋賀県により土砂災害警戒区域が148箇所、うち特別警戒区域が107箇所指定されています。

場所など詳細は、栗東市総合防災マップまたは市ホームページをご覧ください。



岡土木管理課 管理・用地係

☎ 551・0292
FAX 552・7000



詳しくは本市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス4回目接種のお知らせ



60歳以上の人と18歳から59歳の基礎疾患等がある人の4回目接種が始まります。3回目接種から5か月経過した人に6月上旬から順次接種券を発送します。

■65歳以上の人

日時を指定して接種券を送付します。指定の日時に集団接種会場（アル・プラザ栗東）へお越しください。都合が悪い場合、接種券に同封の返信用はがきに「日時変更希望」の旨を記入し、ワクチン接種推進室までご返送ください。

■60歳から64歳の人

接種券が届いた後、3回目接種から5か月経過していれば予約システムから予約できます。コールセンターからも予約可能です。

■18歳から59歳で基礎疾患等がある人（接種券の申請が必要）

3回目接種済みの人に、4回目接種の案内はがきを送付します。基礎疾患等がある人で4回目接種を希望される場合は、はがきに記載のURLまたは二次元コードを読み取り、接種券申請サイトから4回目接種券の申請を行ってください。

■予約や接種に関する一般的な相談の問合せ

【栗東市新型コロナウイルス接種コールセンター】

☎ 554-6159 受付時間 9:00～17:00（平日のみ）

☎ 0570-059-550（ナビダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝も対応）

■副反応などの専門的な相談

【滋賀県新型コロナウイルス専門相談窓口】

☎ 528-3588 受付時間 毎日 24時間

■医療機関での個別接種

医療機関でも接種を受けることが可能です。個別接種を希望する人は下記のコードを読み取り、市ホームページをご覧ください。



■受診・相談センター

☎ 528-3621（毎日 24時間）

FAX 528-3638

☒ coronasoudan@shigaken.net

■一般相談窓口

☎ 528-3637（毎日 8:30～17:15）

FAX 528-3638

☒ coronasoudan@shigaken.net



栗東市
新型コロナウイルス集団接種会場
予約専用サイト

岡ワクチン接種推進室

☎ 554-6155 FAX 554-6156

販売される犬や猫への

マイクロチップの装着・登録が義務付けられます

オンラインによる変更登録の申請方法

①書類の準備

マイクロチップの識別番号および暗証記号

②オンラインで申請

パソコンまたはスマートフォンから、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトにアクセスし、ガイドに従い必要事項を入力してください。
<https://reg.mcenv.go.jp>

オンライン申請が困難な場合は、

③手数料のお支払い

・変更登録の手数料 300円/回
・お支払い方法 クレジットカード
決済、バーコード決済

④登録証明書のダウンロード

※画面に表示される「登録証明書」をダウンロードして、大切に保管してください。

マイクロチップとは？

マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具です。マイクロチップには15桁の数字が記録されており、専用のリーダーで読み取ることができます。

マイクロチップで身元を確認

犬や猫が迷子になった時や、地震などの災害、盗難や事故によって、飼い主と離ればなれになったとき、保護された犬や猫のマイクロチップの情報から、飼い主に連絡を取ることができます。



岡公益社団法人 日本獣医師会

☎ 03・6384・5320

岡環境政策課 生活環境係

☎ 551・0341

FAX 554・1123